

東日本大震災で被災された方の介護保険料の減免について(令和6年度)

東日本大震災の被災地から転入し、本市の介護保険の第1号被保険者となられた方を対象とした減免制度があります。

1 減免対象者、対象期間、減免割合

	対象者	対象期間	減免割合
(1)	帰還困難区域に住所を有していた方	令和6年度4月から3月分まで	10/10
(2)	平成27年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域(檜葉町の一部)に住所を有していた方	令和6年度4月から3月分まで *ただし、上位所得層は除く。	5/10
(3)	平成28年度及び平成29年度に指定が解除された旧居住制限区域等(葛尾村の一部、川内村の一部、南相馬市の一部、飯館村の一部、川俣町の一部、浪江町の一部及び富岡町の一部)に住所を有していた方		
(4)	令和元年度に指定が解除された旧帰還困難区域等(双葉町の一部、大熊町の一部及び富岡町の一部)に住所を有していた方	令和6年度4月から3月分まで *ただし、上位所得層は除く。	10/10
(5)	令和4年度に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域(葛尾町の一部、大熊町の一部、双葉町の一部及び浪江町の一部)に住所を有していた方		
(6)	令和5年度に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域(飯館村の一部及び富岡町の一部)に住所を有していた方		

2 申請に必要なもの

罹災証明書、被災証明書等(写し可)

介護保険料減免申請書(申請者1人につき1枚必要です。)

*問い合わせ先までご連絡ください。申請書等を送付いたします。

3 申請窓口

介護保険課(郵送可)

【問い合わせ先】 介護保険課 保険料班
相模原市中央区富士見6丁目1番20号 あじさい会館4階
TEL042-769-8321 FAX042-769-8323